

一般財団法人さっぽろ産業振興財団
フィルムコミッション事業におけるボランティアエキストラ登録制度規約

一般財団法人さっぽろ産業振興財団フィルムコミッション事業におけるボランティアエキストラ登録制度規約（以下「本規約」という。）には、本登録の条件及び一般財団法人さっぽろ産業振興財団（以下「財団」という。）と登録者との間の権利義務関係が定められているため、本登録の利用に際しては、本規約の全文を確認したうえで、本規約への同意を必要とする。

（目的）

第1条 本規約は、財団が運営するフィルムコミッション事業における、ボランティアエキストラとして登録する際の条件等を定めることを目的とし、財団と登録者との間の本登録利用に関わる一切の関係に適用する。

2 本登録は、市民をはじめとする方々が、原則として、市内で行われる映画・ドラマ等のロケ撮影に、エキストラとして参加することにより、まちの魅力を再発見する機会を提供し、札幌市のシティプロモーションの推進及び撮影環境の向上を通じて、映像産業の活性化を図ることを目的とする。

（登録について）

第2条 本登録においては、登録希望者が本規約に同意の上、財団ホームページ内フィルムコミッション事業ページ上の専用登録フォームにて必要事項を入力することにより登録を行う。なお、未成年者は、登録について保護者の同意があることを条件とする。また、未成年者の内、16歳未満の登録にあたっては、同意した保護者も合わせて登録することとし、原則として、撮影参加時の保護者同伴を条件とする。

2 財団は、登録者に以下各号の事由があると判断した場合、登録を承認しないことがあり、その理由については一切の開示義務を負わないものとする。

- (1) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
- (2) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）である場合
- (3) その他、財団が利用登録を適当でないと判断した場合

（個人情報について）

第3条 財団は、取得した登録者の個人情報を、財団が支援する映像（映画・ドラマ等）制作におけるエキストラ等の協力依頼、関連するイベント等の情報提供及びその他本登録の運営に必要な範囲に限り利用することとし、財団において管理する。

2 財団は、取得した登録者の個人情報を、個人情報保護法及びその他関係法令に従い、適切に取り扱うものとする。

（エキストラや撮影に関わる協力依頼等について）

第4条 映像制作者等から財団にエキストラや撮影に関わる協力依頼等があった場合、登録者のメールアドレスへ財団よりその依頼内容等を送信する。なお、メールは登録者全員に一斉送信するため、条件に該当しない方にも送信する場合がある。

2 依頼等に対する申し込み、問い合わせ等については、財団からのメールを確認の上、指定された方法で行うこと。財団は、指定された方法以外で行った申し込み等については対応しない。

3 財団は、映画・テレビ等の撮影予定の有無やそれに関する情報等については開示しない。また、エキストラ等として参加した場合であっても、その作品に関する情報（ロケスケジュール、キャストを含む撮影スタッフに関する情報等）については開示しない。

4 申し込み後の対応、選考等は、原則依頼元の映像制作者等が行うため、財団では問い合わせ等への対応はしない。

（撮影等への参加時の遵守事項）

第5条 撮影等への参加を通じて知り得た作品や撮影に関する情報等は、依頼元である映像制作者等の許可なく外部に漏らすことを禁止する。インターネット、ブログ、SNS投稿等も同様とし、万が一、情報漏洩によって依頼元の映像制作者等に損害等が生じた場合は、当事者間で解決することとし、財団は一切関与しない。なお、参加者本人以外の撮影現場での見学等についても原則禁止とする。

2 出演者への握手・サイン等の要求、贈り物、写真・ビデオ撮影等の行為は禁止とする。また、撮影スタッフの指示に従わない場合、現場から退場していただく場合がある。

3 ロケ地までの交通費等については、原則として参加者の自己負担とする。

4 エキストラとしての参加は、原則ボランティア（無償）とする。ただし、依頼案件によっては、必要経費、食事等が支給される場合がある。

5 撮影中の事故等については、財団では一切責任を負わない。

6 撮影スケジュールは、天候状況や制作会社の都合により急遽変更・中止になる場合がある。それにより何らかの損害が発生した場合も、財団は一切の補償等を行わない。

7 エキストラとして参加した作品は、公開・放送・配信される他、その他放送媒体により再放送やDVD等に二次利用される可能性がある。その場合も財団は対価等の支払いは行わない。

8 エキストラ参加者同士のトラブルについて、財団は一切関与しない。

9 エキストラ参加時のロケ画像（エキストラの顔がわかる画像も含む）を、財団が運用するホームページ、インスタグラム等のSNS及びチラシ等で使用することがある。

10 その他、エキストラ参加等に係る詳細な条件、トラブル等については、依頼元の映像制作者等とエキストラ参加者の当事者同士で確認、解決することとし、財団は原則仲介、仲裁等を行わない。

（登録の変更・抹消について）

第6条 登録したメールアドレス等の個人情報の変更が必要となった場合又は登録の抹消を希望する場合は、財団のフィルムコミッション事業担当部署に連絡しその旨依頼すること。

2 財団は、登録者が以下のいずれかに該当する場合には、事前の通知なく、登録の抹消をすることができるものとする。なお、財団は、これにより生じた損害について、一切の責任を負わない。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合

(2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合

(3) 登録者が反社会的勢力等であることが判明した場合

(4) 登録されたメールアドレスにメールが届かず、かつ、財団からの電話連絡に対しても一定期間応答がない場合

(5) その他、財団が本登録の利用を適当でないと判断した場合

（規約の変更等）

第7条 財団は、以下各号に該当すると判断した場合には、登録者の個別の同意を要せ

ず、本規約を変更することができるものとする。

(1) 本規約の変更が登録者の一般の利益に適合するとき

(2) 本規約の変更が本登録の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 財団は登録者に対し、前項による本規約の変更にあたり、事前に、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、登録されているメールアドレス宛に送信する。

3 第1項の規定による本規約の変更は、これを財団のホームページ等に掲出し、又は、財団が適当と認める方法により公表した時から効力を有するものとする。

附 則（令和7年度第1号制定）

1 この規約は、令和7年7月18日から施行する。